（公印省略）

３０八介高第１０８６号

平成３１年１月２３日

指定第１号通所事業所管理者　様

八女市長　三田村　統　之

（介護長寿課高齢者支援係）

　　八女市介護予防・日常生活支援総合事業における指定通所型サービスに

　　係る実施上の留意事項について（通知）

　標記について、八女市では、要支援認定者及び事業対象者に対する閉じこもり予防を目的とした指定型通所事業として、平成３１年４月１日から新たに基準緩和型通所サービス（通所サービスＡ）を開始するとともに、従来の介護予防通所介護相当サービスについても見直しを行いました。

つきましては、八女市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスを実施するにあたっての留意事項を別紙のとおり通知しますので、ご確認の上、当該事業を実施するにあたりご留意いただきますようお願いします。

|  |
| --- |
| 【お問合せ先】  八女市役所健康福祉部介護長寿課  高齢者支援係　担当：齊藤  電話：０９４３－２３－１３０８ |

八女市介護予防・日常生活支援総合事業における

指定通所型サービスに係る実施上の留意事項

１．指定通所型サービスの対象者

　　八女市介護予防・日常生活支援総合事業における指定通所型サービスの各事業の対象者は、平成３１年４月１日から以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 介護予防  通所介護  相当サービス | 以下のいずれかに該当する要支援認定者（要支援１又は要支援２）  ①通所サービス利用中において、移動、食事、入浴、排せつ等のいずれかの行為において、個別的な身体介助（単なる声かけ・見守りを含まない）を要する者  ※別紙「通所型サービスにおける身体介助区分」参照  ②栄養改善サービスを要する者（当該加算対象者）  ③口腔機能向上サービスを要する者（当該加算対象者） |
| 通所サービスＡ | 閉じこもり予防が必要な事業対象者、又は要支援認定者（要支援１、又は要支援２） |

　　これに伴い、平成３１年３月まで介護予防通所介護相当サービスを利用している要支援認定者等であっても、身体介助又は専門的な支援を要しない利用者については、介護予防通所介護相当サービスの対象者とならないため留意すること。

２．指定通所型サービスの提供にあたっての具体的取扱いについて

　　指定通所型サービスの提供にあたって行う具体的取扱いについては、八女市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第５８条又は第６９条に定めるところによるもののほか、以下の手順によるものとする。

（１）利用申込者に係る地域包括支援センターと共同して当該利用申込者が介護予防通所介護相当サービス若しくは通所サービスＡのいずれのサービスの対象者であるか分析を行い、通所事業者は当該利用申込者の心身の状況等に応じた通所型サービス計画を作成すること。

（２）介護予防通所介護相当サービス計画の作成にあたっては、当該計画に記載する「具体的なサービス内容」に当該利用者に提供する身体介助又は専門的支援の内容等を記載すること。

（３）サービスの提供にあたっては、当該通所型サービス計画を踏まえつつ、当日の利用者の心身の状況等に応じ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

３．介護予防通所介護相当サービス費の算定に関する留意事項

　　介護予防通所介護相当サービスに要する第１号事業支給費の額の算定に関する留意事項については、平成１８年３月１７日付け厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の策定に伴う実施上の留意事項について」に準ずるほか、以下によるものとする。

（１）介護予防通所介護相当サービス費の算定について

①　利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所において指定介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、通所サービスＡ費及び当該事業所以外が行った介護予防通所介護相当サービス費は算定しない。

②　介護予防通所介護相当サービスは、当日の利用者の心身の状況等によって、当該計画に位置付けられた身体介助若しくは専門的支援に係るサービスが提供されなかった場合においても、介護予防通所介護相当サービス費を算定することができる。

　　　　ただし、この場合において、当該サービスが提供しえなかった要因が一時的なものではないと判断されるときは、利用者の心身の状況等の的確な把握を行った上で改めてアセスメントを行い、必要に応じて通所サービスＡへの移行を踏まえた通所型サービス計画の変更を行うこと。

４．通所サービスＡ費の算定に関する留意事項

通所介護サービスＡに要する第１号事業支給費の額の算定に関する留意事項については、以下によるものとする。

（１）通所サービスＡ費の算定について

①　別に市が定める基準に適合しているものとして届け出た指定通所サービスＡ事業所において、指定通所サービスＡを行った場合に、利用者の状態区分が、事業対象者又は要支援１の場合にあっては１週に１回、要支援２の場合にあっては１週に２回を限度とし、それぞれ所定単位数を算定する。

②　指定通所サービスＡ事業の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定通所サービスＡを行った場合は、１回につき所定単位数を算定する。

③　利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所サービスＡ費は算定しない。

④　利用者が一の指定通所サービスＡ事業所において指定通所サービスＡを受けている間は、介護予防通所介護相当サービス費及び当該事業所以外が行った通所サービスＡ費は算定しない。

⑤　通所サービスＡは、当日の利用者の心身の状況等によって、当該計画に位置付けられていない身体介助が提供された場合においても、通所サービスＡ費を算定する。

　　　　ただし、この場合において、身体介助を要する要因が一時的なものではないと判断されるときは、利用者の心身の状況等の的確な把握を行った上で改めてアセスメントを行い、必要に応じて介護予防通所介護相当サービスへの移行を踏まえた通所型サービス計画の変更を行うこと。

（２）生活機能向上グループ活動加算の算定について

　　　　生活機能向上グループ活動加算の取扱いについては、介護予防通所介護相当サービスにおける同加算の取扱いに準ずるほか、以下によるものとする。

　　①　生活機能向上グループ活動加算は、１回につき所定単位数を算定する。

　　　　ただし、１月につき当該加算の要件を満たしているか確認を行い、当該加算の要件を満たさない場合は、算定しない。

（３）運動器機能向上加算の算定について

　　　　運動器機能向上加算の取扱いについては、介護予防通所介護相当サービスにおける同加算の取扱いに準ずるほか、以下によるものとする。

　　①　運動器機能向上加算は、１回につき所定単位数を算定する。

　　　　ただし、１月につき当該加算の要件を満たしているか確認を行い、当該加算の要件を満たさない場合は、算定しない。

（４）送迎加算について

①　利用者に送迎を行った場合は、片道につき１日に２回を限度とし、それぞれ所定単位数を算定する。

②　事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者については算定しない。

③　送迎の実施状況を、１月ごとに当該利用者を担当する地域包括支援センターに報告すること。

（５）入浴加算について

①　利用者が指定通所サービス事業所において入浴した場合は、１日に１回を限度とし、所定単位数を算定する。

②　当該利用者の入浴の状況を、１月ごとに当該利用者を担当する地域包括支援センターに報告すること。

５．八女市介護予防・日常生活支援総合事業の平成３１年４月改正に伴う留意事項

八女市介護予防・日常生活支援総合事業の改正に伴い、身体介助又は専門的な支援を要しない利用者については、通所サービスＡに移行することとなるため、すべての利用者について、地域包括支援センターと共同して当該利用者の状況把握（アセスメント）を実施し、平成３１年４月から介護予防通所介護相当サービス、通所サービスＡ、いずれのサービスの対象となるか検討協議を行う必要があるが、通所サービスＡに移行する場合であっても、利用者に係るアセスメント結果に変化がなく、提供する具体的なサービス内容に変化がない場合は以下の手順によることができるものとする。

（１）サービス担当者会議の開催

上記の地域包括支援センターとの検討協議及び利用者への説明をもって「サービス担当者会議」が開催されたものとみなして差し支えない。この場合は、当該記録を整備すること。

（２）通所サービスＡ計画の作成

従前の介護予防通所介護相当サービスの計画期間が終了するまでの期間においては、利用者に提供されるサービス種別や費用額等が変更される旨を説明し、同意を得た場合には、当該計画に記載された介護予防通所相当サービスを通所サービスＡと読み替えることで、通所サービスＡ計画が作成されたものとみなして差し支えない。

　　なお、従前計画に身体介助又は専門的支援の記載のない利用者が、改めてアセスメントを実施した結果、当該支援を要するようになった場合には、基準に定められた適切な方法により、介護予防通所介護相当サービス計画の変更手続きを行うこと。

【別紙】　　　　　通所型サービスにおける身体介助区分

八女市介護予防・日常生活支援総合事業における指定通所型サービス事業のうち、介護予防通所介護相当サービスの対象者は、「身体介助又は専門的支援を要する要支援認定者」としたところであるが、通所型サービスにおける身体介助の定義及びサービス行為ごとの身体介助の区分について、以下のとおり例示したので、通所型サービス計画及び介護予防サービス計画等を作成する際の参考として活用されたい。

１．通所型サービスにおける身体介助の定義

通所型サービスにおける身体介助は、利用者ごとの心身の状況に基づき、個別的（マンツーマン）に提供される以下の行為をいい、複数の利用者に対し同時一体的に提供される行為や単なる見守り・声かけ等を含まない。

　　①利用者の身体に直接接触して行う介助サービス

②利用者の日常生活動作（ADL)や意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービス

③その他専門的知識・技術（介助を要する状態となった要因である心身の障害や疾患等に伴って必要となる特段の専門的配慮）をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス

２．通所型サービスにおけるサービス行為ごとの身体介助区分

以下の個々のサービス行為は、あくまで例示であり、実際に利用者にサービス提供する際には、当然、利用者個々人の身体状態等に即した取扱いが求められる。

|  |  |
| --- | --- |
| 身体介助区分 | サービス行為等の例 |
| 移動介助 | 車いす・歩行器等への移乗介助、車いすを押す、  歩行器に手をかける、手を引く　　　　　　　など |
| 食事介助 | 利用者の手洗い介助、座位保持等の介助、  摂食介助（食材をきざむ、つぶす等を含む）　など |
| 入浴介助 | 更衣・清拭・洗髪・洗体・入湯等の入浴行為に  対して行う介助　　　　　　　　　　　　　　など |
| 排せつ介助 | おむつ交換、更衣介助・トイレへの移動・移乗介助、  清潔介助　　　　　　　　　　　　　　　　　など |
| その他 | 服薬介助、個別的に常時介助できる状態で行う  付添による見守り等（入浴、更衣、移動等）　など |